

保険料免除等と年金給付の関係

		納付	全額免除	一部納付	若年者納付猶予 学生納付猶予特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間に算入 されるか?)		○ (されます)	○ (されます)	△ (されます*)	○ (されます)	× (されません)
老 齢 基 礎 年 金	受給資格期間に 算入されるか?	○ (されます)	○ (されます)	△ (されます*)	○ (されます)	× (されません)
	年金額に反映さ れるか?	○ (されます)	○ (されます) ※2分の1(国庫 負担分)が反映さ れます	△ (されます*) 4分の3免除→ 8分の5反映 半額免除 → 4分の3反映 4分の1免除→ 8分の7反映	× されません	× (されません)

*減額された保険料を納付した場合。納付しないと未納と同じになり、受給資格・年金額ともに反映されません。
 ※将来受け取る年金額を増額するために、申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例の期間については、10年以内であればさかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。
 ただし、免除等の承認を受けた翌年度から起算して3年目以降は加算金がつきます。

平日夜間及び休日の 年金相談のお知らせ

毎月第2土曜日(受付時間:午前9時30分~午後4時)は、県内の国民年金機構などを開庁して年金相談を実施していますので、ぜひご利用ください。また、毎週月曜日は、受付時間を午後7時まで延長して実施しています。

※ご相談の際は、年金手帳を持参ください。
 ※年金手帳を持参できない場合は、免許証など身分の証明できるものを持参ください。

平成22年度の保険料・年金額です

【国民年金保険料】

月額 15,100円
 (毎月の保険料の納付期限は翌月末日)

【年金額】

老齢基礎年金 満額 792,100円
 障害基礎年金 1級 990,100円 2級 792,100円

平成22年度 『移動年金相談日』のごあんない

〈相談日〉

6月23日(水)	11月24日(水)
7月28日(水)	12月22日(水)
8月25日(水)	H 23 1月26日(水)
9月22日(水)	2月23日(水)
10月27日(水)	3月23日(水)

- 受付時間 午前9時30分~11時30分
午後1時~1時30分
- 開始時刻 午前10時~、午後1時~
- 会 場 中央公民館1・2研修室(2階)
※会場は都合により館内別室になる場合があります。
ロビーの案内板をご確認ください。
- 内 容 年金のことならどんなことでも
- 主 催 国民年金機構米沢事務所
(☎0238-22-4220)

年金記録の回復に伴って年金(時効特例給付)が支払われたかたに物価上昇分の加算金(遅延加算金)が支払われます

年金記録の回復に伴って、過去5年よりも以前の分をさかのぼってお支払いしています。が、遅延加算金法(平成22年4月30日施行)により、当時の年金(時効特例給付)が現在価値に見合う額になるよう、物価上昇相当分を遅延加算金としてお支払いするものです。

▼対象となるかた
 ①平成21年4月30日以前に
 時効特例給付が支払われたかた

●請求手続きが必要となります。
 ※平成22年4月30日から5年以内にご請求ください。

②平成21年5月1日以降に
 時効特例給付が支払われたかた
 ③これから支払われるかた

●請求手続きは不要です。
 ※自動的に手続きが行われ支払われます。

※請求が必要なかたには、ダイレクトメールが送られます。
 ※一定の条件を満たすご遺族のかたも、遅延加算金のお支払い対象となります。
 ※遅延加算金の額や手続方法など、詳しくは年金事務所(☎0238-22-4220)または「ねんきんダイヤル」(☎0570-05-1165)へ平日午前8時30分~午後5時15分)までお問い合わせください。